

高知県あったかふれあいセンター事業実施要領

第1 総 則

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1における次の規定については、この要領の定めるところによる。

- (1) 利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。
- (2) あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年1回以上開催すること。

第2 事業計画書の作成

1 趣 旨

あったかふれあいセンターの役割は、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応していく小規模多機能支援拠点であるとともに、地域福祉活動を推進することにある。こうした中、近年、介護保険制度の見直しや生活困窮者自立支援制度の施行等、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化していることから、あったかふれあいセンターの地域での役割や目指す姿等を明らかにし、さらなる進化・発展を目指す必要がある。このため、地域ニーズ及び課題の分析をはじめ、事業目的、中長期の目指す姿等の明確化、実践、評価等のPDCAサイクルを回すことができるよう、事業計画書の作成を必須とすることとする。

2 事業計画書作成に期待される効果

事業計画書の作成に期待される効果は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の課題、取組の優先順位立て、成果等の整理・明確化
- (2) 事業の目的、取組状況、成果等を可視化することによる住民、関係者等又は第3に定める運営協議会に対する説明時の活用
- (3) 地域のニーズに基づいた取組になっていることの確認
- (4) 適した予算措置であることの確認

3 事業計画の作成方法

- (1) 実施主体である市町村が中心となり事業の進行管理を行う会議を開催する等により、受託者と協議しながら作成することとする。
- (2) 事業計画の様式は別紙様式を参考とする。ただし、次に掲げる必須項目について記載があれば、既存のものも活用できることとする。

ア 前年度までの現状及び課題

イ 中長期の目指す姿

ウ 当該年度の目標

エ 目標を達成するための実施計画

オ 評価

カ 次年度に向けた課題

4 事業計画書の作成において必要な視点

次表に掲げる項目及び内容は、今後のあったかふれあいセンターに求められる重要な事項であることから、可能な範囲で計画書に盛り込むこととする。

項目	内容
(1) 担い手づくり	<p>ア より多くの住民に働きかけ、あったかふれあいセンターの運営の協力者、ボランティア等の担い手を確保し又は育成すること。</p> <p>イ 支援を受ける高齢者等が、有する能力をできるだけ活かした活動ができるよう自立支援の視点を持った関わりをすること。</p> <p>ウ 評価に当たっては、どれだけ住民を巻き込むことができたかという視点で評価すること。</p>
(2) 地域支援	<p>ア 利用者個人への対応ではなく、個人を支えるための地域全体への働きかけや住民の活動支援等、面的な支援を行うこと。</p> <p>イ 実施状況は、利用者データ管理ソフトの「地域支援」の項目に入力し管理すること。</p> <p>(入力例) 住民主体の集いへの活動支援、小地域ケア会議の開催等</p>
(3) 市町村と受託者との連携	それぞれの役割の明確化や、定期的な連絡会の開催等による情報共有の仕組みづくりを行うこと。
(4) サテライトの充実	サテライトの設置による地域の面的なカバーや、住民と協働による運営体制づくり、既存のサロン等との整理などに関する事。こと。
(5) 訪問等の強化による新たなニーズの把握	<p>ア 地域に潜在するニーズの早期発見、早期対応等のための訪問活動に関する事。こと。</p> <p>イ 特に、あったかふれあいセンターに長期間来なくなった人で状況を把握できていない人など、「集い」の利用者以外へのアウトリーチに積極的に取り組むこと。</p>
(6) スタッフの人材育成に関する事	スタッフの人材育成に、組織的に取り組むこと(研修計画やOJT体制など)。

5 利用者データ

(1) 平成 22 年度から、日本福祉大学の協力により、あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフトを導入し、各あったかふれあいセンターにおいて、事業所の業務管理や利用者情報の整理等に活用していることから、事業計画書を作成するに当たっては、計画がより信頼度の高く効果的なものになるよう、可能な限り、現状分析、評価指標等において、当該データを活用することとする。

(2) 県は、提供された同ソフトに関する意見等について、適宜回答することとする。

(3) 平成 27 年 5 月 21 日付け 27 高福政第 176 号のとおり、当該データに関する各市町村に対する定例的な報告書の提出については、次表のとおりとする。

	4月報告	8月報告	12月報告
(1) 利用状況 報告書※	ア 前年度の3月末時点のものを交付要綱第15条に基づく実績報告書に添付して提出する。 イ 県補助金を活用していない市町村については、4月30日までにメールにより提出する。	7月末時点のものを8月31日までにメールにより提出する。	11月末時点のものを12月28日までにメールにより提出する。
(2) 実績分析 報告書	前年度の3月分を4月30日までにメールにより提出する。		

※県は、とりまとめた後、市町村に対し、情報提供することとする。

第3 あったかふれあいセンター運営協議会

1 目的

交付要綱第10条第1号により、補助事業を実施する区域内に居住する住民が、当該あったかふれあいセンターの運営に参画することができるようにするため、市町村は、あったかふれあいセンターの運営について住民の参画を得て協議する会（以下「運営協議会」という。）を設置することとする。

2 開催方法等

- (1) 運営協議会は、年1回以上開催することとする。
- (2) 作成した事業計画書に基づき、実施計画、評価等の報告、事業計画への住民の意見の把握等、事業計画の作成及び評価の取組と連動することが望ましい。
- (3) あったかふれあいセンター事業に特化した協議の場ではないが、行政、受託者及び住民により、あったかふれあいセンターの運営や取組について協議できる場が他にある場合は、その場を活用することもできることとする。